

よくあるQ&A

～申請書に関して～

Q1 申請書に押印は必要でしょうか。

A 必要ございません。

今回より申請書については押印義務を廃止しましたが、押印してご提出頂いたものについても受付は行います。

Q2 申請書の金額等の入力に関して端数処理等の決まりはありますか。

A 特に定めておりませんが、当会の申請書は「国土交通省統一様式」を順応しておりますので、国土交通省の「競争参加資格審査申請書作成の手引」を参考にご記入ください。

Q3 申請書(物品製造等)について営業経歴書は何年分必要でしょうか。

A 令和3年4月1日以降に契約したものをご記入ください。

～変更届に関して～

Q1 委任先の代表者が変更になりました。委任先は登記していないのですが変更届の添付資料はどうしたら良いでしょうか。

A 委任先を登記していない場合は変更届のみご提出ください。

Q2 役員が変更になりました。変更届の提出は必要でしょうか。

A 代表者以外の役員であれば必要ございません。変更届の提出が必要な事項については別紙「指名願の変更について」をご参照ください。